

大東市監告示第7号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成27年3月26日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 岩淵弘

【担当 監査委員事務局】

平成26年度 第3回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

教育委員会事務局 生涯学習部
生涯学習課、スポーツ振興課
市長部局 生涯学習部
人権啓発室

2. 監査の期間

平成27年1月6日～平成27年2月20日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、教育委員会事務局生涯学習部の各課および市長部局生涯学習部人権啓発室が分掌する平成26年度の事務事業について、また必要なものにあつては過年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書の提出を求めた。

これらをもとに担当部課等から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、効率的な執行が行われているかについて監査を行った。

4. 監査の結果

監査の結果、是正すべき事項があつたので、以下のとおり指摘する。

(1)文化ホール自主事業委託について 【生涯学習課】

①委託契約について

文化ホールで催される市の自主事業は、毎年度、文化協会に委託して実施されているが、平成25年度以降は事業の活性化をめざして、支出総額からチケット売上額を差し引いた財源不足額を支出する方法へと契約の仕方が変更されている。

この結果、市民は予算書や決算書では全体事業費のうちの一部の支出額しか見えず、また収入は計上されなくなっている。

地方自治法第210条は「一会計年度における一切の収入及び支出は、

すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」と規定し、総計予算主義について定めている。これは市民や議会に対して、予算書や決算書を通して事業の実施に必要な収入と支出の総額を明らかにするとともに、併せて予算執行についての市の責任の明確化を求める規定である。

市が平成25年度から変更した契約方法は総計予算主義に反する疑いがあり、さらなる改善を検討して頂きたい。

②インセンティブ支出について

平成25年度の第4回自主事業公演として「映画音楽とオペラアリアへの誘い」が催されている。当該公演については、チケット売上額が支出額の80%を超えるものとして、市は契約書のインセンティブ条項に基づき、売上超過相当額を文化協会に取得させている。

しかしながら、当該公演は「宝くじ文化公演」として、(財)自治総合センターにチケット売上額の50%を配分するだけで、公演料は無料という好条件で市に提供されたものである。

このためインセンティブを認定する基礎となる支出額には、通常最も大きな額を占める公演料が含まれておらず、このような特殊なケースについて通常と同じような方法でインセンティブを認定することは、合理的な結果とならない。

今後のインセンティブの認定にあたっては、より実質的な判断を行うよう留意されたい。

(2)文化振興事務事業委託、スポーツ振興事業委託について

【生涯学習課】 【スポーツ振興課】

平成26年度において、市は文化振興事務事業を7,465,009円で文化協会に委託し、またスポーツ振興事業を3,809,439円で体育協会に委託している。

内容を確認したところ、文化振興事務事業委託料のうち6,465,009円は局長およびその他の職員1人分の人件費であり、またスポーツ振興事業委託料にあっても3,449,439円が局長人件費であった。

市は本委託業務の外に幾つかの業務を別途委託していることから、委託業務のボリュームに応じた人件費を負担することは必要であると考えますが、人件費を全額負担することについては妥当性を欠く結果となっている。

より適切な委託事業となるよう、見直しをして頂きたい。

(3) 収納現金の取り扱いについて 【生涯学習課】 【スポーツ振興課】

歴史とスポーツふれあいセンターでは生涯学習課が所管する刊行物を、また総合文化センターではスポーツ振興課が所管する「なみはやプール入場引換券」をそれぞれ販売しており、指定管理者に公金収納事務を委託しているところである。

指定管理者との協定では、収納現金については「即日またはその翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と定められているが、総合文化センターにおいては市への払い込みの数日の遅れがみられ、また歴史とスポーツふれあいセンターにおいては1ヶ月分がまとめて払い込まれるなど大幅な遅れがみられた。

これは指定管理者との協議時点で厳しい人員体制を考慮して、相当の期間分の現金をまとめて入金することを承認していたものであるが、協定書作成時に「即日またはその翌日までに」と誤植してしまったとのことであった。

しかしながら、会計管理者が庁内に通知している「収納事務委託マニュアル」では、「即日または翌日までに」を基本とするように指導が行われており、また当職としても公金が長期にわたって市の外部に滞留することは避けるべきであると考えている。

いずれにしても現状は、公金収納について協定違反の状態となっており、「相当の期間分をまとめて入金する」という考え方についても全庁統一的な判断を行われた上で、早急な是正を行われたい。

(4) 行政財産目的外使用料の納期限について 【生涯学習課】 【スポーツ振興課】

総合文化センター、生涯学習センター、来ぶらり南郷、歴史とスポーツふれあいセンター等の生涯学習施設や、市民体育館、テニスコート、龍間運動広場等の体育施設では、自動販売機や電柱の設置、レストランの使用等に係る行政財産の目的外使用許可が行われている。これらに係る使用許可はいずれも4月1日付けであるが、使用料の請求は、年度一括分については5月30日或いは5月31日に、毎月分については概ね翌月末に設定して行われている。

行政財産使用料条例は、「使用料は、使用開始の月前に全部を納付しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、使用開始の月以後にその

全部または一部を納付することができる。」と規定し、月前全部納付の原則を基本としている。

年度初めについては特別の事情があるとしても4月中には収納を完了させるとともに、毎月分についても5月以降は月前収納が基本となるよう、条例趣旨の徹底を行われたい。

(5)北河内地区総合体育大会負担金について 【スポーツ振興課】

市は平成26年度において、第64回北河内地区総合体育大会に45,000円の負担金を支出している。平成26年度の大会予算書を確認したところ、平成25年度の第63回大会から163,719円が繰り越されていた。

「北河内地区総合体育大会」は、北河内7市のスポーツ担当課が持ち回りで実施するスポーツ大会の名称であり、またこの大会の経理を行う事実上の会計名称でもある。

しかしながら、本件については繰越金処理を行うことができる団体としての予算の議決や監査の実施、決算の認定等の体制が未整備であり、このまま各市が支出した負担金について精算を行わず繰越処理を続けていくことは、公金管理の責任が不明確な状態となる。

今後は整備された規約を持った団体として組織化を行うか、或いは大会ごとに予算の残金を精算して各市に返還するか等、適切な処理となるよう、関係市に改善を働きかけられたい。

(6)協議会及び補助金団体の繰越金について 【生涯学習課】

①協議会の繰越金について

市は大阪府社会教育振興協議会に対して5,000円、北河内地区青少年指導関係者協議会に対して15,000円の負担金をそれぞれ支出している。

平成25年度の団体の決算書を見せて頂いたところ、大阪府社会教育振興協議会では34万8千円、北河内地区青少年指導関係者協議会では21万8千円の繰越金を確認できた。これは両協議会の約2年度分の負担金収入に相当する額であり、団体内部に財源が留保され、これを放置したまま市が新たな負担金を支出し続けることは、公金支出の必要性に大きな疑義が生じるものと考えられる。

各協議会に対して、負担金徴収の暫定的な停止や減額などの繰越金対策を実施するよう、申し入れを行われたい。

②補助金団体の決算処理について

市は、大東市子ども会育成連絡協議会に対して、毎年度15万円の運営補助金を支出している。

平成25年度の団体の決算書を見せて頂いたところ、収入の「活動準備金」という費目で44万7千円、支出の「次年度活動準備金」という費目でも45万1千円が計上されていた。これらは実質的には繰越金であり、内容については「今後のテント等の大型備品の購入に備えたもの」との説明があって理解したところである。

市民にとってより分かり易い決算書の作成を支援されるとともに、繰越金についても使用目的を明確にした基金として整理されるなど、より適切な会計処理となるよう、団体への指導援助に努めて頂きたい。

(7)ヒューネット裁判の損害賠償金について 【人権啓発室】

市は、いわゆるヒューネット裁判による損害賠償金24,478,063円について平成25年3月25日に調定を行い、これに基づいて関係者に対し損害賠償金を請求されている。

しかしながら、市は平成25年3月29日にはすでに収入済であった10,000円を除く24,468,063円の調定を減額している。市の会計規則第14条は、「調定をした後において、当該調定をした金額を変更しなければならないときは、直ちにその変更の事由に基づく増加額または減少額に相当する金額について調定をしなければならない。」と規定するが、本件については調定の減額を行うべき事由は発生していない。そしてこの調定の減額によって、平成24年度および平成25年度の決算書に収入未済額が表記されないという不合理な結果が生じている。

決算書の機能の一つには、市の収入未済額や滞納債権の状況をありのままに表示して、市民に説明するという重要な役割がある。

今後はこのような処理が行われないように留意されるとともに正しい決算表示がなされるよう、適切な対応を願いたい。

(8)北河内人権啓発推進協議会について 【人権啓発室】

市は、北河内7市で組織される北河内人権啓発推進協議会に毎年25万円の負担金を支出し、協議会の構成市として北河内地域全体の人権啓発の推進に取り組まれている。

協議会の事業内容を確認すると、総会時合同研修、トップ研修、前期7市市民啓発事業、後期7市市民啓発事業、役員・事務局現地研修、行政職員研修や啓発冊子の刊行等の事業が行われていた。

しかしながら、これらの事業は各市の輪番による担当制となっていて、北河内全体で事業を企画し、実施する取り組みはなくなっている。現状では、各市が縦割りで企画する事業に協議会の予算から経費を支出するという財源配分機能が主たる役割となっていて、北河内の各市が一体となって北河内地域全体の人権啓発を進めようとする、広域的な人権啓発団体としての本来の機能が低下している。

協議会結成の趣旨に立ち返り、北河内7市がともに考え、ともに汗を流して、北河内地域全体の人権意識の高揚を図れるよう、組織や事業の活性化について働きかけて頂きたい。

(9)人権啓発ネットワーク大東について 【人権啓発室】

ヒューネット裁判の判決の影響を受けて、平成24年7月に大東市人権教育啓発推進協議会(以下「ヒューネットだいとう」という。)が解散するに至ったが、人権啓発の推進には市民の力が不可欠であることから、平成25年4月に新たな組織として「人権啓発ネットワーク大東」が創設された。

しかしながら、ヒューネットだいとうに集い、真摯に啓発に関わって頂いた多くの市民が、啓発活動から離れ距離を置く状態が続いている。この結果、新組織である人権啓発ネットワーク大東の活動には、以前のような賑わいや活気が見られない。

市民主体の人権啓発が進んでいくためには、市民一人ひとりが持つ人権意識が啓発活動に参加することによって高まり、また知識や経験によって深まり、そしてその市民が地域社会で活躍することによって広まりが期待できる。

事務局である市におかれても、これまで人権に関わって頂いた多くの市民に再び関わりを持って頂き、また新たな市民の参加が促されるように、組織運営や事業の活性化に尚一層の努力を傾けて頂きたい。

5. 監査委員意見

今般、平成27年4月に市の組織機構が改編され、人権啓発部門が再度、人権企画や連絡調整部門と統合されると聞いております。

当職は、生涯学習部人権啓発室は平成20年に啓発活動の一層の拡充、推進をはかるため、幅広い市民や団体、とりわけ社会教育団体との連携、協働をめざして設置されたものと理解していたところです。

しかしこの統合により、目指していたものが今なお十分な動きをみせていない中であって、その歩みが遅滞するのではないかとの感を持っております。

また人権部門の再度の集中化により、ようやく定着しつつある「人権は行政全般に通じるもの」との認識が、後退するのではないかという危惧を感じております。

については、この組織改編によって、これまでの成果が損なわれることなく、また課題解決に一層の推進がはかれるよう特段の注意をお願いし、先にあげた当職の思いが杞憂となることを切に願うものであります。